(六)　都道府県知事が(六)により報告を求めた場合において、当該協定締結病院等の管理者が、当該報告を、電磁的方法であってその内容を当該管理者、当該都道府県知事及び厚生労働大臣が閲覧することができるものにより行ったときは、当該報告を受けた都道府県知事は、(七)による報告を行ったものとみなすものとした。（第三〇条の一二の六第六項関係）

(九)　都道府県知事は、協定締結病院等の管理者が、正当な理由がなく、当該協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを勧告することができるものとし、当該管理者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該措置をとるべきことを指示することができるものとし、当該指示を受けた管理者がその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとした。（第三〇条の一二の六第八項～第一〇項関係）

(〇)　国は、災害・感染症医療業務従事者に対する災害・感染症医療確保事業に係る業務に関する研修及び訓練の機会の提供その他必要な援助を行うものとし、都道府県は、これらの援助を行うよう努めるもの等とした。（第三〇条の一二の七関係）

(二)　法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、協定に基づく災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣に要する費用は、都道府県が支弁するものとし、都道府県の知事により実施された災害・感染症医療確保事業につき行った応援のため支弁した費用について、当該他の都道府県に対して、求償することができるものとした。（第三〇条の一二の八関係）

六　検疫法の一部改正関係

1　船舶の検疫実施場所の追加

外国から来航した船舶について、当該船舶の長が検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなくても、当該船舶から検疫港ごとに検疫所長が指定する場所（以下「検疫港指定場所」という。）に上陸し、又は検疫港指定場所に物を陸揚げすることができるものとした。（第五条関係）

2　船舶等の長に対する書類の提示又は写しの提出の求め

検疫所長は、外国から来航した船舶又は外国から来航した航空機（以下「船舶等」という。）の長に対して、書類の提示を求めることができることとされている航海日誌又は航空日誌等の書類について、書類の提示に加え、当該書類の写しの提出を求めることができるものとした。（第一一条第二項関係）

3　検疫所長等による情報の提出の求め

検疫所長は、船舶等に乗って来た者及び水先人その他船舶等が来航した後これに乗り込んだ者に対して、書類の提示その他の適当と認める方法により必要な情報を提出することを求め、又は検疫官をしてこれを行わせることができるものとした。（第一二条関係）

4　検疫感染症等の発生又はまん延を防止するための指示

(一)　検疫所長は、検疫業務の円滑な遂行に支障を及ぼす行為によって船舶等、検疫港指定場所又は検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所において検疫感染症が発生し、又はまん延するおそれがあると認めるときは、これらの場所における検疫感染症の発生又はまん延を防止するため必要な限度において、３の者に対し当該行為を防止するため必要な指示を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができるものとし、当該指示に違反したときは、六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処するものとした。（第一三条の三及び第三六条第五号関係）

(二)　検疫所長は、新感染症について厚生労働大臣に所定の事項の報告をした場合には、厚生労働大臣の指示に従い、当該新感染症を一類感染症とみなして、(一)の事務を実施することができるものとした。（第三四条の二第三項関係）

5　新型インフルエンザ等感染症等に係る隔離及び停留の措置に係る入院の委託先

新型インフルエンザ等感染症及び新感染症に係る隔離及び停留の措置に係る入院を委託する医療機関として、一の２の(一)の第一種協定指定医療機関を追加するものとした。（第一五条第一項第二号、第一六条第二項、第一六条の二第四項、第三四条の三第一項及び第三四条の四第一項関係）

6　隔離及び停留の措置に係る移送

検疫所長は、隔離又は停留の措置に係る者を当該措置に係る病院若しくは診療所若しくは宿泊施設に移送し、又は検疫官をしてこれを行わせることができるものとした。（第一五条第二項、第一六条第四項、第一六条の二第四項、第三四条の三第二項及び第三四条の四第二項関係）

7　新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者に対する宿泊施設での待機の要請

新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者に対する当該感染症の感染を防止するための報告又は協力の求めとして、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、宿泊施設から外出しないことを求めることができることを明確化するものとした。（第一六条の二第二項関係）

8　新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者の居宅等での待機の指示等

(一)　感染を防止するための報告又は協力

(1)　検疫所長は、新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者であって当該者の居宅若しくはこれに相当する場所（以下「居宅等」という。）又は宿泊施設から外出しないことその他の必要な協力を求めた者の関係者に対し、質問若しくは調査を行い、又は検疫官をしてこれらを行わせることができるものとした。（第一六条の二第五項関係）

(2)　検疫所長は、新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者であって居宅等から外出しないことの協力を求めた者に対し、居宅等から外出していないかどうかについて報告を求めることができるものとした。（第一六条の二第六項関係）

(二)　感染の防止に必要な指示

(1)　検疫所長による新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者に対する当該感染症の感染の防止に必要な指示は、正当な理由なく居宅等から外出しないことの協力の求めに応じない者又は(一)の(2)の報告の求めに応じない者に対し、居宅等から外出しないことを指示することにより行うものとした。（第一四条第一項第四号及び第一六条の三第一項関係）

(2)　検疫所長は、(1)の指示をした者に対し、居宅等から外出していないかどうかについて報告を求めることができるものとし、当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処するものとした。（第一六条の三第二項及び第三六条第八号関係）

9　宿泊施設の提供等の協力

厚生労働大臣又は検疫所長は、診察、検査、隔離、停留、感染を防止するための報告若しくは協力の求め又は感染を防止するための指示を行うため必要があると認めるときは、宿泊施設の開設者、運送事業者その他関係者に対し、宿泊施設の提供、人又は物の運送その他必要な協力を求めることができるものとした。（第二三条の三関係）

10　医療機関との協定の締結

(一)　検疫所長は、隔離及び停留の措置について、医療機関に迅速かつ適確に入院を委託することができる体制を整備するため、医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、当該医療機関が検疫所長からの求めに応じて隔離又は停留の措置に係る入院の委託を受けること等の事項をその内容に含む協定（以下この10において単に「協定」という。）を締結するものとした。（第二三条の四第一項関係）

(二)　検疫所長は、協定（一類感染症に係る措置に係る入院の委託に関するものを除く。(三)において同じ。）を締結しようとするときは、当該協定に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならないものとした。（第二三条の四第二項関係）